

長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長久手市が令和4年1月4日で市制施行10周年を迎えるのを記念し、市民等が主体的に実施する、市民の「ありがとう」を集め、イベントや作品製作等を通して表現するまちづくり事業の経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、その所在地及び主たる活動場所が長久手市内である団体又は市内在住、在勤若しくは在学の個人（以下「助成対象団体等」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象団体等が自ら企画し実施する創意工夫あふれる事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 多くの市民から誰かへの感謝の想いを収集しつつ、その想いをイベントの実施や作品の制作、展示等を通して表現する事業
- (2) 市制10周年を記念して新たに企画された事業
- (3) 長久手市内で実施し、多くの市民の参加が図られる事業
- (4) 令和3年度内に実施される事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、市長が交付決定した事業期間内に発生する助成事業に要する経費のうち別表に掲げる経費に限る。

2 次に掲げる経費は、助成の対象としない。

- (1) 個人又は団体の所有になる備品（購入価格が3万円を超えるもの。）の購入費
- (2) 参加者が負担すべき教材費、材料費、食糧費（ただし、助成対象事業の実施に最低限必要なものを除く。）及び交際費

- (3) 団体の運営経費及び経常経費
- (4) 団体の構成員に対する人件費
- (5) 他で受けた又は受ける予定の助成金に係る経費
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の10分の10とし、1事業につき15万円を限度とする。

- 2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成対象事業の公募)

第6条 市長は、公募期間を定め、市の広報紙、ホームページその他適切な方法により第2条に規定する助成対象団体等に周知し、助成対象事業の申請を公募するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）を指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 同じ助成申請者が複数の交付申請書を提出することはできない。

(助成金の審査)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、助成金の交付の可否及び助成金の額について審査する長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は、市長が別に定める長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金審査要領に基づき、書面審査を行うものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、審査会の審査結果を受けて交付の可否を決定し、長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、助成申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をする場合において、条件を付することができる。

(助成事業の変更承認申請)

第10条 助成金の交付の決定を受けた助成申請者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成決定事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成金の額の変更
 - (2) 助成対象経費の2割を超える増減
 - (3) 事業内容の重要な変更
- （助成事業の中止又は廃止）

第11条 助成事業者は、助成決定事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成金の概算払）

第12条 市長が助成決定事業の実施上必要と認めたときは、助成金の一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする助成事業者は、長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金概算払請求書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の精算）

第13条 助成金の概算払を受けた助成事業者は、第15条の規定による実績報告をする際、長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金精算払請求書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 確定した助成金の額が、概算払を受けた額に満たない場合、その差額について速やかに返還をしなければならない。

（実績報告）

第14条 助成事業者は、助成決定事業の完了後、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等（写）
- (3) 事業の実施にかかる記録写真など助成決定事業の実施内容が確認できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類
（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金交付確定通知書（様式第8号）により、助成申請者に通知するものとする。助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた助成事業者が、助成金を請求しようとするときは、速やかに長久手市市制施行10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業助成金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に受けた助成金に関する規定の適用については、この要綱は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

科 目	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費（1品3万円以下）、食糧費（ただし、助成対象事業の実施に最低限必要なものに限る。）、印刷製本費、材料費等
役務費	郵便料、通信料、保険料、通訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費